（第四部第二課長）同　滝川　雄一
第三部第一課長を命ずる
（第五部第二課長）同　宇田川令子
第四部第二課長を命ずる
（第三部第二課）同　齋藤　陽夫
第五部第一課長を命ずる
（第五部副部長）同　川口　啓
第五部第一課長事務取扱を命ずる
第五部第一課長事務取扱を免ずる
（第二部第二課長）同　有安　洋樹
参議院事務局く出向を命ずる（以上十月一日）

（法制主幹）参議院法制局参事　吉岡　成子
願により参議院法制局参事を免ずる（九月三十日）

人事異動

内閣

（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　豊田　建夫
願に依り本官を免ずる（九月三十日）

内閣法制局

（農林水産省食料産業局総務課管理官）農林水産事務官　福島　央
内閣法制局参事官（第一部）に昇任させる
内閣法制局参事官（第一部）黒川　淳一
農林水産省に出向させる（以上十月一日）

総務省

山本　隆司
願により電波監理審議会委員を免ずる（九月三十日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局審査官）総務事務官　中村裕一郎
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　川上　一郎
公害等調整委員会事務局審査官に昇任させる（以上十月一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　岡原　剛
京都簡易裁判所判事に補する
京都簡易裁判所判事　竹田　隆
京都簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上九月十八日）

判事補　増子　由一
同　高部　祐未
判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定により判事の職務を行う者に指名する（各通）（九月二十日）
簡易裁判所判事　三口　宰護
長崎簡易裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事　井原登志臣
福岡簡易裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所判事　佐々田一弘
熊本簡易裁判所判事に補する（以上九月二十四日）

○定年退官
簡易裁判所判事正木勝彦は九月十七日限り定年退官
簡易裁判所判事植田賢二は九月二十三日限り定年退官

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、十月一日中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下く御祝電を発せられた。
天皇陛下は、十月一日キプロス国の独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。
天皇陛下は、十月一日パラオ国の独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

御答信
天皇陛下から七月八日ラトビア国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、九月七日御答信があった。
天皇陛下から八月三十一日ウズベキスタン国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、九月八日御答信があった。
天皇陛下から九月二日サンマリノ国執政閣下く発せられた御祝電に対し、同月十七日御答信があった。

御答電
天皇陛下から七月二十四日モルディブ国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、九月九日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について
タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第2号の規定により、下記のとおり公示する。
平成27年10月2日
近畿運輸局長　天谷　直昭
記
（単位地域の名称）
兵庫県A
（変更前の登録実施機関の名称）
兵庫県タクシーサービスセンター
（変更後の登録実施機関の名称）
兵庫タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目1番34号
（登録実施機関の代表者名）
五十嵐一俊
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目1番34号
（登録番号）
神戸一1番
（変更年月日）
平成27年10月1日

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
今般、石川労働局の関係労働者を代表する者湊口洋伸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。
平成27年10月2日
厚生労働大臣　塩崎　恭久
記
1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、石川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成27年10月14日
4　推薦書及び添付書類提出先　石川労働局労働基準部労災補償課
様式
平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名
印
参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

有権者申出方
元当局所属公証人川島貴志郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。
平成27年10月2日
東京法務局